

環境資源工学会会則

(昭和 43 年 10 月 26 日制定 最終改訂 平成 27 年 6 月 27 日)

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本会は環境資源工学会と称し、事務局を早稲田大学理工学術院校友事務室に置く。
- 第 2 条 本会は会員相互の交流と親睦、会員と学科との連携を通じて、会員及び母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第 3 条 本会は第 2 条の目的達成のため次の事業を行う。
- (1) 会報の発行
 - (2) 会員データの管理
 - (3) 環境資源工学に関する講演会、研究会の開催
 - (4) 環境資源工学奨学基金の支援
 - (5) その他この会の目的を達成するために必要な事業
- 第 4 条 本学会則を変更するときは総会の議決を必要とする。

第 2 章 会員及び会費

- 第 5 条 本会の会員を分けて、正会員、特別会員、名誉会員、賛助会員及び学生会員の 5 種とする。
- 第 6 条 正会員は次の各科卒業生及びこれに準ずる者、並びに環境資源工学科に在籍する教職員とする。
- (1) 早稲田大学理工学部採鉱冶金学科
 - (2) " 専門部工科鉱山地質科
 - (3) " 第一理工学部鉱山学科
 - (4) " 理工学部資源工学科
 - (5) " " 環境資源工学科
 - (6) " 創造理工学部環境資源工学科
 - (7) " 工学研究科鉱山及金属工学専攻（鉱山学専門分野）
 - (8) " 理工学研究科資源工学専門分野
 - (9) " 理工学研究科地球・環境資源理工学専門分野
 - (10) " 創造理工学研究科地球・環境資源理工学専攻
- 第 7 条 特別会員は第 6 条に含まれる各科に在籍した旧教職員で、役員会において承認を受けた者とする。
- 第 8 条 名誉会員は本会に特に関係のある者で、会長又は役員会の推薦を受けて、総会で承認を受けた者とする。